



○長野県教育委員会訓令第3号

県立高等学校
県立盲学校
県立ろう学校
県立養護学校

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託等に関する規程（昭和28年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県教育委員会

第6条を次のように改める。

第6条 削除

別表の予防接種担当医の項を削り、同表中「56,200円」を「55,080円」に改める。

保健厚生課

○長野県公営企業訓令第1号

長野県企業局本庁
長野県企業局現地機関

企業職員の職務に専念する義務の特例（昭和59年長野県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県公営企業管理者 古林 弘 充

本則の表の(株)長野県観光開発公社の項及び開田高原開発(株)の項を削る。

総 務 課

○長野県公営企業訓令第2号

長野県企業局本庁

長野県企業局の組織に関する規程に定める本庁の課における兼務に関する規程（昭和60年長野県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県公営企業管理者 古林 弘 充

本則の表中 「水道課 地域開発課 同 同」を

「水道課 同」に、「電気課 管理係長」を

「電気課 管理計画係長」に、

「水道課 管理係長 地域開発課 技術専門員 同 同」を

「水道課 管理係長」同 に改める。

総務課

○長野県公営企業訓令第3号

長野県企業局本庁
長野県企業局現地機関

長野県企業局職員定数規程（昭和61年長野県公営企業訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県公営企業管理者 古林弘充

本則の表中

19
16

 を

18
14

 に、「19人」を「18人」に、

「

本庁	水道課	12	
	地域開発課	10	

 を

「

本庁	水道課	12	
----	-----	----	--

 に、

「

15
23

 を

15
21

 に、

19
23

 を

18
22

 に、

「

221

 を

204

 に改める。

総務課

平成15年(2003年)3月31日発行 長野県報(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



みんなのために 未来のために

NAGANO

思いやり 広がる人の和 地域の和

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係

〒380-8570 (県庁専用番号)

長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026(235)7061



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています